



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 30 日(金)
号外第 4 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則（2）（任用課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（3）（〃）・・・・・・・・ 15
	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（4）（給与課）・・・・・・・・ 17
	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（5）（〃）・・・・・・・・・・ 19
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（6）（〃）・・・・・・・・・・ 21
	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（7）（〃）・・・・ 25
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（8）（〃）・・・・・・・・・・ 27
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（9）（〃）・・・・・・・・・・ 30
	住居手当に関する規則の一部を改正する規則（10）（〃）・・・・・・・・・・ 31
	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（11）（〃）・・・・・・・・・・ 32
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（12）（〃）・・・・・・・・ 34

人 事 委 員 会 規 則

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第 2 号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休職者の給与) 第16条の 2 略</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第12条の 2 第 5 号の規定により支給する休職者の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当について、それぞれ100分の70(生死不明等の原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害(外国派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員に係る同条第 3 項第 1 号に規定する派遣先団体又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第 1 項の規定により退職し引き続き在職する公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人における業務に係る業務上の災害又は通勤による災害を含む。)と認められるときにあっては、100分の100)を乗じて得たものとする。</p>	<p>(休職者の給与) 第16条の 2 略</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第12条の 2 第 5 号の規定により支給する休職者の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当について、それぞれ100分の70(生死不明等の原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害(外国派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関又は公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員に係る同条第 3 項第 1 号に規定する派遣先団体における業務に係る業務上の災害又は通勤による災害を含む。)と認められるときにあっては、100分の100)を乗じて得たものとする。</p>

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第 3 号。以下「給与条例」という。)</p> <p>第 4 条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年鳥取県条例第 6 号。以下「育児休業条例」という。)</p> <p>第 8 条及び第23条の規定、鳥取</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第 3 号。以下「給与条例」という。)</p> <p>第 4 条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年鳥取県条例第 6 号。以下「育児休業条例」という。)</p> <p>第 8 条及び第23条の規定、鳥取</p>

県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第6条、第7条第4項及び第16条の規定並びに職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第11条及び第13条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員（第2号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。

(1)～(4) 略

(5) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）

（特定の降任の場合の職務の級の特例）

第8条の6 略

2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、心身の故障が公務上の負傷若しくは疾病（外国派遣職員に係る派遣先の機関、公益的法人等派遣職員に係る公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者の在職する公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。以下同じ。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人）において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。))をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病によるもので

県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第6条及び第7条第4項の規定並びに職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第11条及び第13条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員（第2号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。

(1)～(4) 略

（特定の降任の場合の職務の級の特例）

第8条の6 略

2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、心身の故障が公務上の負傷若しくは疾病（外国派遣職員に係る派遣先の機関又は公益的法人等派遣職員に係る公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。以下同じ。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員にあつては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。))をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病によるものである場合を除き、任命権者が医師の診断等に基づき降任の理由が消滅したものと認めた日から、前項第

<p>ある場合を除き、任命権者が医師の診断等に基づき降任の理由が消滅したものと認めた日から、前項第3号の規定に該当する場合は降任された日から、同項第4号の規定に該当する場合は復職の日からそれぞれ2年を超えてはならない。</p>	<p>3号の規定に該当する場合は降任された日から、同項第4号の規定に該当する場合は復職の日からそれぞれ2年を超えてはならない。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給単位期間) 第5条の3 略 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(第10条の2第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間(給与条例第10条第2項第1号に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)を定めることができる。 (1) 略 (2) 次のいずれかに該当して通勤しないこととなること。 ア～キ 略 ク 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「<u>公益的法人等派遣条例</u>」という。)第2条第1項の規定による派遣(以下「<u>公益的法人等派遣</u>」という。)をされること。 ケ 略 コ <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「<u>公益的法人等派遣法</u>」という。)</u>第10条第1項の規定による退職し引き続いての公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人(以下「<u>特定法人</u>」という。)への在職(以下「<u>退職派遣</u>」<u>という。)</u>をすること。 (3)～(5) 略</p>	<p>(支給単位期間) 第5条の3 略 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(第10条の2第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間(給与条例第10条第2項第1号に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)を定めることができる。 (1) 略 (2) 次のいずれかに該当して通勤しないこととなること。 ア～キ 略 ク 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定による派遣(以下「<u>公益的法人等派遣</u>」<u>という。)</u>をされること。 ケ 略 (3)～(5) 略</p>

第5条の4 略

2 月の中途において次の各号に掲げる場合における当該各号に掲げる期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

(1)～(9) 略

(10) 退職派遣をされた場合 退職派遣の期間

3 略

（給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人）

第9条の8 給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

(1)～(4) 略

(5) 特定法人

(6) 略

第9条の11 給与条例第10条第5項の同条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公益的法人等派遣から職務に復帰した職員又は公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により採用される職員のうち給与条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げる職員に該当するもので、当該復帰の直前の住居（当該復帰の日以後に転居する場合において、高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が第9条の6第3項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であ

第5条の4 略

2 月の中途において次の各号に掲げる場合における当該各号に掲げる期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

(1)～(9) 略

3 略

（給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人）

第9条の8 給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

(1)～(4) 略

(5) 略

第9条の11 給与条例第10条第5項の同条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公益的法人等派遣から職務に復帰した職員のうち給与条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げる職員に該当するもので、当該復帰の直前の住居（当該復帰の日以後に転居する場合において、高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が第9条の6第3項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会

<p>るもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第10条の2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、休職にされ、停職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、外国派遣をされ、海外随伴休暇を承認され、<u>公益的法人等派遣をされ、又は退職派遣をされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>が認めるものに限る。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第10条の2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、休職にされ、停職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、外国派遣をされ、海外随伴休暇を承認され、<u>又は公益的法人等派遣をされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p>
---	--

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 初任給調整手当の支給に関する規則(昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給額)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣され、<u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)</u>第2条第1項の規定により派遣され、若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により退職し引き続き公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人に在職する場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間(条例第12条の2第1号及び第2号の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)又は当該派遣若しくは当該特定法人に在職した期間(同法第2条第1項又は第10条第1項の規定による取決めにより初任給調整手当に相当する金額を全額支給されることとなる場合には、当該期間</p>	<p>(支給額)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣され、<u>若しくは鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣される場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間(条例第12条の2第1号及び第2号の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)</u>又は当該派遣の期間(同法第2条第1項の規定による取決めにより初任給調整手当に相当する金額を全額支給されることとなる場合には、当該期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。</p>

<p>を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。</p> <p>3 略</p>	<p>3 略</p>
--	------------

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社、<u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）</u>第10条に規定する特定法人、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者をいう。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条の3 条例第16条の4第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「期末手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社、<u>国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）</u>その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者をいう。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第1条の3 条例第16条の4第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「期末手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員</u></p>

(職員の旅費等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正

する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(新たに採用された職員で赴任の対象となる者)</p> <p>第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員から引き続いて採用される職員（条例第1条に規定する職員に採用されるものに限る。以下同じ。）、<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）</u>第10条第1項の規定により採用される職員及び人事委員会の承認を得た職員とする。</p> <p>別表第3（第17条関係）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職員が<u>公益的法人等派遣法</u>第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰する場合において、当該復帰に伴い住所又は居所を移転するときには、当該移転について赴任の場合の旅費の例により算定した額を支給するものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p>第3 略</p>	<p>(新たに採用された職員で赴任の対象となる者)</p> <p>第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員から引き続いて採用される職員（条例第1条に規定する職員に採用されるものに限る。以下同じ。）及び人事委員会の承認を得た職員とする。</p> <p>別表第3（第17条関係）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職員が<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）</u>第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰する場合において、当該復帰に伴い住所又は居所を移転するときには、当該移転について赴任の場合の旅費の例により算定した額を支給するものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p>第3 略</p>

(住居手当に関する規則の一部改正)

第7条 住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定す</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定す</p>

<p>る地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項に規定する知事が別に定める地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等若しくは同項各号に掲げる公益的法人等、<u>公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人</u>又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(3) 略</p>	<p>る地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項に規定する知事が別に定める地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等若しくは同項各号に掲げる公益的法人等又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(3) 略</p>
---	--

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第8条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第7条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第7条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、<u>休暇の期間</u>その他勤務しないことにつき<u>特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間</u>とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第2条の規定により育児休業（鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業）をしていた期間及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間</u></p> <p>(2) <u>期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）第1条の3第2号、第3号、第5号、第6号又は第9号に掲げる職員として在職した期間（職員の退職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号）第2条第1号の規定に該当して退職した期間を除く。）</u></p>

<p>(1) <u>休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間</u></p> <p>ア <u>育児休業法第2条の規定により育児休業（鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業）をしていた期間及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間</u></p> <p>イ <u>期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）第1条の3第2号、第3号、第5号、第6号又は第9号に掲げる職員として在職した期間（職員の退職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号）第2条第1号の規定に該当して退職した期間を除く。）</u></p> <p>(2) <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）であった期間（育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしていた期間を除く。）</u></p> <p>（育児休業をしている職員の勤勉手当に係る勤務した期間に相当する期間）</p> <p>第8条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める期間は、公益的法人等派遣職員であった期間のうち公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において勤務した期間及び退職派遣者であった期間のうち公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人において勤務した期間とする。</p>	<p>（育児休業をしている職員の勤勉手当に係る勤務した期間に相当する期間）</p> <p>第8条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める期間は、公益的法人等派遣職員であった期間のうち公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において勤務した期間とする。</p>
--	---

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第9条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(年次有給休暇の日数)	(年次有給休暇の日数)

第12条 略

2・3 略

4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(5) 略

(6) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により退職し引き続き鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第10条に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）に在職する者（以下「退職派遣者」という。）

(7) 略

5 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた職員であって、公益的法人等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰したものとする。

6・7 略

(病気休暇)

第15条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

<p>(1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、<u>公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第</u></p>	略
--	---

第12条 略

2・3 略

4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(5) 略

(6) 略

5 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた職員であって、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰したものとする。

6・7 略

(病気休暇)

第15条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

<p>(1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関又は<u>公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通</u></p>	略
--	---

<p>2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。))をいう。以下同じ。))による負傷若しくは疾病の場合</p>	<p>勤（公益的法人等派遣職員にあつては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。))をいう。以下同じ。))による負傷若しくは疾病の場合</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第10条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により退職し引き続き鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第10条に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）に在職する者（以下「退職派遣者」という。）</u></p> <p>(7) 略</p> <p>5 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、<u>公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた職員であつて、公益的法人等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により</u>職務に復帰したものとす。</p>	<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>5 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、<u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた職員であつて、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第5条第1項又は第2項</u></p>

<p>6・7 略</p> <p>(病気休暇)</p> <p>第14条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"> <p>(1) 公務による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「外国派遣職員」という。)に係る派遣先の機関、<u>公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。)</u>に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。)又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤(公益的法人等派遣職員及び退職派遣者)にあっては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤(当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。))をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病の場合</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	<p>(1) 公務による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「外国派遣職員」という。)に係る派遣先の機関、<u>公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。)</u>に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。)又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤(公益的法人等派遣職員及び退職派遣者)にあっては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤(当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。))をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病の場合</p>	略	略		<p>の規定により職務に復帰したものとする。</p> <p>6・7 略</p> <p>(病気休暇)</p> <p>第14条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"> <p>(1) 公務による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「外国派遣職員」という。)に係る派遣先の機関又は公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。)に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。)又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤(公益的法人等派遣職員)にあっては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤(当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。))をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病の場合</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	<p>(1) 公務による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「外国派遣職員」という。)に係る派遣先の機関又は公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。)に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。)又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤(公益的法人等派遣職員)にあっては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤(当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。))をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病の場合</p>	略	略	
<p>(1) 公務による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「外国派遣職員」という。)に係る派遣先の機関、<u>公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。)</u>に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。)又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤(公益的法人等派遣職員及び退職派遣者)にあっては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤(当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。))をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病の場合</p>	略								
略									
<p>(1) 公務による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「外国派遣職員」という。)に係る派遣先の機関又は公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。)に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。)又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤(公益的法人等派遣職員)にあっては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤(当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。))をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病の場合</p>	略								
略									

(鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成14年鳥取県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第2条第2項第3号、第9条、<u>第19条及び第20条</u>の規定に基づき、公益的法人</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第2条第2項第3号、第9条<u>及び第10条</u>の規定に基づき、公益的法人等(条例</p>

<p>等（条例第1条に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）への職員（条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（派遣職員等の報告）</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 任命権者は、条例第19条の規定により、毎年5月末日までに、前年度において公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により退職し引き続き条例第10条に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）に在職する者に係る特定法人の名称、特定法人において業務に従事する期間及び特定法人における処遇の状況等並びに当該年度内に法第10条第1項の規定により職員として採用された者の採用後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。</u></p>	<p>第1条に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）への職員（条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（派遣職員等の報告）</p> <p>第3条 略</p>
---	---

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第3号

鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県職員の退職管理に関する規則（平成28年鳥取県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p>別表第2（第5条関係）</p> <p>1 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）別表第1に定める職（高等学校及び特別支援学校の同表の区分に定める区分が8種である職、警察官の職並びに別表第1の1の項、2の項及び<u>5の項から7の項</u>までに定める職を除く。）</p> <p>2 警視以上の階級にある警察官（条例第1条に規定する職員及び当該職員であった者に限る。）の職（別表第1の<u>3の項</u>に定める職を除く。）</p> <p>3 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第12条の規定の適用を受ける職（別表第1の<u>10の項</u>に定める職を除く。）</p> <p>4 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第5条の規定の適用を受ける職（別表第1の<u>11の項</u>に定める職</p>	<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p>別表第2（第5条関係）</p> <p>1 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）別表第1に定める職（高等学校及び特別支援学校の同表の区分に定める区分が8種である職、警察官の職並びに別表第1の1の項、2の項及び<u>6の項から8の項</u>までに定める職を除く。）</p> <p>2 警視以上の階級にある警察官（条例第1条に規定する職員及び当該職員であった者に限る。）の職（別表第1の<u>4の項</u>に定める職を除く。）</p> <p>3 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第12条の規定の適用を受ける職（別表第1の<u>11の項</u>に定める職を除く。）</p> <p>4 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第5条の規定の適用を受ける職（別表第1の<u>12の項</u>に定める職</p>

<p>を除く。)</p> <p>5 略</p> <p>別表第3（第8条関係）</p> <p>1 略</p> <p><u>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p>	<p>を除く。)</p> <p>5 略</p> <p>別表第3（第8条関係）</p> <p>1 略</p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が同項の規定によりなお従前の例により在職する期間においては、改正後の鳥取県職員の退職管理に関する規則の規定は適用せず、改正前の鳥取県職員の退職管理に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第4号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) <u>小学校、中学校又は義務教育学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師</u>（常時勤務する者及び短時間勤務職員に限る。）、助教諭及び養護助教諭</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>文化政策課の専門員</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>4 略</p> <p>(医療職給料表)</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) <u>中部総合事務所又は西部総合事務所</u>の局長、所長、副局長、副所長、参事監、課長、医長、副医長及び医師</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) <u>中学校又は小学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師</u>（常時勤務する者及び短時間勤務職員に限る。）、助教諭及び養護助教諭</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>4 略</p> <p>(医療職給料表)</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) <u>中部総合事務所、西部総合事務所、東部福祉保健事務所又は東部生活環境事務所</u>の局長、所長、副局長、副所長、参事監、課長、医長、副医長及び医師</p>

<p>(2)～(5) 略</p> <p>2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、係長（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士</p> <p>(2) 総合事務所生活環境局の局長（人事委員会が定めるものに限る。）、所長（人事委員会が定めるものに限る。）、副局長（人事委員会が定めるものに限る。）、副所長（人事委員会が定めるものに限る。）、参事（人事委員会が定めるものに限る。）、環境・循環推進課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、係長（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、係長（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p><u>(8) 福祉保健部又は生活環境部の参事監、参事、課長補佐、係長、診療放射線主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士（人事委員会が定めるものに限る。）</u></p> <p>3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 総合事務所の看護師及び准看護師</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>(2)～(5) 略</p> <p>2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課又は<u>東部福祉保健事務所健康支援課</u>の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、係長（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士</p> <p>(2) 総合事務所生活環境局又は<u>東部生活環境事務所</u>の局長（人事委員会が定めるものに限る。）、所長（人事委員会が定めるものに限る。）、副局長（人事委員会が定めるものに限る。）、副所長（人事委員会が定めるものに限る。）、参事（人事委員会が定めるものに限る。）、環境・循環推進課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、係長（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、係長（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 総合事務所又は<u>東部福祉保健事務所</u>の看護師及び准看護師</p> <p>(2)～(6) 略</p>
---	---

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第 5 号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(届出)</p> <p>第 3 条 職員は、新たに給与条例第10条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会 が定める様式の通勤届によりその通勤の実情を速やかに任命権者（委任を受けた者を含む。以下同じ。） に届け出なければならない。同項の職員が<u>住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合</u>についても同様とする。</p> <p>(特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第 9 条の 7 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 8 条（第 1 項第 3 号を除く。）の規定は、給与条例第10条第 4 項第 1 号に規定する特別料金等の額の <u>3 分の 2</u> に相当する額及び同項第 2 号に規定する高速自動車国道等特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額の算出について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等の」と、同項第 1 号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と、「価額」とあるのは「<u>価額のそれぞれ 3 分の 2 又は 2 分の 1 に相当する額</u>」と、同項第 2 号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と、「運賃等の」とあるのは「<u>特別料金等の額のそれぞれ 3 分の 2 又は 2 分の 1 に相当する</u>」と、同条第 2 項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と読み替えるものとする。</p>	<p>(届出)</p> <p>第 3 条 職員は、新たに給与条例第10条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会 が定める様式の通勤届によりその通勤の実情を速やかに任命権者（委任を受けた者を含む。以下同じ。） に届け出なければならない。同項の職員が<u>次の各号のいずれかに該当する場合</u>についても同様とする。</p> <p>(1) <u>任命権者を異にして異動した場合</u></p> <p>(2) <u>住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合</u></p> <p>(特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第 9 条の 7 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 8 条（第 1 項第 3 号を除く。）の規定は、給与条例第10条第 4 項第 1 号に規定する特別料金等の額の <u>2 分の 1</u> に相当する額及び同項第 2 号に規定する高速自動車国道等特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額の算出について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等の」と、同項第 1 号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と、「価額」とあるのは「<u>価額の 2 分の 1 に相当する額</u>」と、同項第 2 号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と、「運賃等の」とあるのは「<u>特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する</u>」と、同条第 2 項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と読み替えるものとする。</p>

<p>(給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人)</p> <p>第9条の8 給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) <u>第8条第1項第5号</u>に規定する一般地方独立行政法人</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特別急行列車に係る通勤手当に係る給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める額は、第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する<u>全ての</u>特別急行列車につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の<u>3分の2</u>に相当する額とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人)</p> <p>第9条の8 給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) <u>第8条第3項</u>に規定する一般地方独立行政法人</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特別急行列車に係る通勤手当に係る給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める額は、第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する<u>すべての</u>特別急行列車につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の<u>2分の1</u>に相当する額とする。</p> <p>4～6 略</p>
--	--

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行し、同日以後の期間の通勤に係る通勤手当から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第6号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務局	本庁	略	2種	知事の 事務局	本庁	略	2種
		次長(名古屋代表部、衛生環境研究所、消費生活センター及び農業大学の次長を除く。) 局長 原子力安全対策監 東京本部の本部長 関西本部の本部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。） <u>総合事務センターの</u> <u>所長</u> 東部振興監 副局長（人事委員会 が承認したものに限る。） 文化振興監 スポーツ振興監 経済産業振興監 通商物流戦略監 衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 校長（人事委員会 が承認したものに限る。） 農業振興戦略監 試験場統括本部の本部長				次長(名古屋代表部、衛生環境研究所、消費生活センター及び農業大学の次長を除く。) 局長 原子力安全対策監 東京本部の本部長 関西本部の本部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。） 東部振興監 副局長（人事委員会 が承認したものに限る。） 文化振興監 スポーツ振興監 経済産業振興監 通商物流戦略監 衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 校長（人事委員会 が承認したものに限る。） 農業振興戦略監 試験場統括本部の本部長	

			会計管理者 参事監	
			略	
地方 機関	略			
	米子工事	略		
	検査事務 所	検査専門員		5種
	略			
	精神保健 福祉セン ター	略		
		次長（人事委員会が承認したものに 限る。）		4種
	食肉衛生 検査所	所長		3種
	東部建築 住宅事務 所	所長		3種
	略			
略				
教育委 員会事 務局及 び教育 機関	教育 委員 会事 務局	本庁	次長（人事委員会 が承認したものに 限る。） 理事監	1種
			次長 教育次長	2種
			センター長（人事委 員会が承認したも のに限る。） 参事監	

			会計管理者 参事監	
			略	
地方 機関	略			
	米子工事	略		
	検査事務 所	検査専門員		5種
	東部福祉 保健事務 所	所長 副所長（人事委員会 が承認したものに 限る。） 副所長 課長		2種 3種
	略			
	精神保健 福祉セン ター	略		
		次長（人事委員会が承認したものに 限る。）		4種
	東部生活 環境事務 所	所長（人事委員会が承認したものに 限る。） 副所長（人事委員会 が承認したものに 限る。） 所長 副所長 課長		2種 3種
	食肉衛生 検査所	所長		3種
	略			
略				
教育委 員会事 務局及 び教育 機関	教育 委員 会事 務局	本庁	理事監	1種
			教育次長 次長 センター長（人事委 員会が承認したも のに限る。） 参事監	2種

		略	
		略	
	略		
市町村 立学校	略		
	義務教育学校	校長（学級の数が20以上である学校の校長に限る。）	3種
		校長（学級の数が14以上20未満である学校の校長に限る。）	4種
		副校長（学級の数が14以上である学校の副校長に限る。）	特 4種
		校長 教頭（学級の数が14以上である学校の教頭に限る。）	5種
		副校長	特 6種
		教頭	7種
	略		

別表第2（第3条関係）

給料表	職務の 級	区分	管理職手当月額	
			特定職を占める職員以外の職員	特定職を占める職員

		略	
		略	
	略		
市町村 立学校	特別支援学校	校長（学級の数が40以上である学校の校長に限る。）	3種
		校長（学級の数が12以上40未満である学校又は分校若しくは寄宿舎を置く学校の校長に限る。）	4種
		副校長	特 4種
		校長 教頭（学級の数が12以上である学校又は分校若しくは寄宿舎を置く学校の教頭に限る。）	5種
		教頭	7種
		部主事である教諭	8種
	略		

別表第2（第3条関係）

給料表	職務の 級	区分	管理職手当月額	
			特定職を占める職員以外の職員	特定職を占める職員

			再任用 職員以 外の職 員	再任用 職員	再任用 職員以 外の職 員	再任用 職員
略						
教育職 給料表 (2)	3級	略				
		6種	50,400 円	39,800 円	50,400 円	39,800 円
		特6 種	43,300 円	36,400 円	43,300 円	36,400 円
		略				
略						
備考						
1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。						
(1) 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、関西本部、名古屋代表部、行財政改革局職員人材開発センター、衛生環境研究所、砂丘事務所、くらしの安心局消費生活センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、 <u>雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク</u> 、雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学の職						
(2)～(7) 略						
2 略						

			再任用 職員以 外の職 員	再任用 職員	再任用 職員以 外の職 員	再任用 職員
略						
教育職 給料表 (2)	3級	略				
		6種	50,400 円	39,800 円	50,400 円	39,800 円
		略				
		略				
略						
備考						
1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。						
(1) 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、関西本部、名古屋代表部、行財政改革局職員人材開発センター、衛生環境研究所、砂丘事務所、くらしの安心局消費生活センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学の職						
(2)～(7) 略						
2 略						

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第7号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第8条第1項第5号</u>に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者をいう。</p> <p>（期末手当基準日前1月以内に退職した職員等のうち期末手当の支給の対象とならない職員）</p> <p>第2条 条例第16条の4第1項後段に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 期末手当基準日前1月以内に退職又は失職した一般職員で、その退職又は失職の後期末手当基準日までの間に次に掲げる者となったもの ア～エ 略</p> <p><u>オ</u> 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条の2 前条第1項に規定する在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p> <p>(1) 期末手当基準日以前6月以内の期間におい</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第8条第3項</u>に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者をいう。</p> <p>（期末手当基準日前1月以内に退職した職員等のうち期末手当の支給の対象とならない職員）</p> <p>第2条 条例第16条の4第1項後段に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 期末手当基準日前1月以内に退職又は失職した一般職員で、その退職又は失職の後期末手当基準日までの間に次に掲げる者となったもの ア～エ 略 <u>オ</u> <u>教育長</u> <u>カ</u> 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条の2 前条第1項に規定する在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p> <p>(1) 期末手当基準日以前6月以内の期間におい</p>

て、次に掲げる者が一般職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間
ア～ウ 略

エ 略
(2) 略
2 略

別表第 1 (第 2 条の 3 関係)

給料表	職員	加算割合
略		
医療職給料表 (3)	略 職務の級 3 級の職員	100分の 5
略		
備考 略		

て、次に掲げる者が一般職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間
ア～ウ 略

エ 教育長
オ 略
(2) 略
2 略

別表第 1 (第 2 条の 3 関係)

給料表	職員	加算割合
略		
医療職給料表 (3)	略 職務の級 3 級の職員 (人事委員会 が定める職員に 限る。)	100分の 5
略		
備考 略		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の 2 の改正規定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長が同項の規定によりなお従前の例により在職する期間においては、改正後の期末手当及び勤労手当の支給に関する規則の規定は適用せず、改正前の期末手当及び勤労手当の支給に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第8号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
機関	職員		機関	職員	
略			略		
知事事務部局	本庁	統轄監 部長 理事監 本部長 東部振興監 次長 参事監 文化振興監 スポーツ振興監 農業振興戦略監 局長 官房長 所長 原子力安全対策監 経 済産業振興監 通商物流戦略監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 副局長 副本部長 副官房長 校長 館長 危機管理専門官 企画調整幹 民工芸振興官 参事 チーム長（東部振興課のチーム長に限る。） 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、東部振興課の課長補佐のうち庁舎管理に関する事務を行うもの、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び職員支援課の課長補佐のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の係長のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長及び職員支援課の係長のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。） 主事（総務課の主事の	知事事務部局	本庁	統轄監 部長 理事監 本部長 東部振興監 次長 参事監 文化振興監 スポーツ振興監 農業振興戦略監 局長 官房長 所長 原子力安全対策監 経 済産業振興監 通商物流戦略監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 副局長 副本部長 副官房長 校長 館長 危機管理専門官 企画調整幹 民工芸振興官 参事 チーム長（東部振興課のチーム長に限る。） 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び業務効率推進課の課長補佐のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うものに限る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の係長のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長、業務効率推進課の係長のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うもの及び福利厚生課の係長に限る。） 主事（総務課の主事の

		うち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、 <u>人事企画課</u> の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び <u>職員支援課</u> の主事のうち <u>職員</u> の福利厚生に関する事務を行うものに限る。）
略		
県税事務所	所長 副所長 課長 課長補佐	(庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。)
略		
精神保健福祉センター	所長 次長	
食肉衛生検査所	所長 次長	
東部建築住宅事務所	所長 次長	
略		
会計管理局	略	
教育委員会事務局等	本庁	<u>次長</u> 理事監 教育次長 参事監 課長 室長 参事 センター長 教育人材開発主査 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 (課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、教育総務課の課長補佐及び教育人材開発課の課長補佐のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。) 係長 (教育総務課の係長のうち人事又は企画調整に関する事務を行うもの及び教育人材開発課の係長のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。) 管理主事 (教育

		秘書に関する事務を行うもの及び <u>人事企画課</u> の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うものに限る。)
略		
県税事務所	所長 副所長 課長 課長補佐	(庶務又は <u>庁舎管理</u> に関する事務を行う課長補佐に限る。)
東部福祉保健事務所	所長 副所長 課長 課長補佐	(庶務又は <u>庁舎管理</u> に関する事務を行う課長補佐に限る。)
略		
精神保健福祉センター	所長 次長	
東部生活環境事務所	所長 副所長 課長 課長補佐	(庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。)
食肉衛生検査所	所長 次長	
略		
会計管理者	略	
教育委員会事務局等	本庁	<u>教育長</u> 理事監 教育次長 <u>次長</u> 参事監 課長 室長 参事 センター長 教育人材開発主査 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 (課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、教育総務課の課長補佐及び教育人材開発課の課長補佐のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。) 係長 (教育総務課の係長のうち人事又は企画調整に関する事務を行うもの及び教育人材開発課の係長のうち給与又は人事に関する事務を行うものに限る。) 管理主事

<p>略</p>	<p>人材開発課の管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。) 主事(教育総務課及び教育人材開発課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うものに限る。)</p>	<p>略</p>	<p>(教育人材開発課の管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。) 主事(教育総務課及び教育人材開発課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うものに限る。)</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>備考 略</p>	<p>備考 略</p>	<p>備考 略</p>	<p>備考 略</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第9号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
別表（第2条関係） 1～3 略 4 八頭町 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>次長 課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> 5～7 略 8 北栄町 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 出納室長 総務室 長 財務室長 <u>支所長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> 9～27 略 備考 略	機 関	職	略		教育委員会事務局	次長 課長	略		機 関	職	略		町長部局	課長 出納室長 総務室 長 財務室長 <u>支所長</u>	略		別表（第2条関係） 1～3 略 4 八頭町 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td><u>教育長</u> 次長 課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> 5～7 略 8 北栄町 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 出納室長 総務室 長 財務室長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> 9～27 略 備考 略	機 関	職	略		教育委員会事務局	<u>教育長</u> 次長 課長	略		機 関	職	略		町長部局	課長 出納室長 総務室 長 財務室長	略	
機 関	職																																
略																																	
教育委員会事務局	次長 課長																																
略																																	
機 関	職																																
略																																	
町長部局	課長 出納室長 総務室 長 財務室長 <u>支所長</u>																																
略																																	
機 関	職																																
略																																	
教育委員会事務局	<u>教育長</u> 次長 課長																																
略																																	
機 関	職																																
略																																	
町長部局	課長 出納室長 総務室 長 財務室長																																
略																																	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 30 日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第10号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項に規定する知事が別に定める地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等若しくは同項各号に掲げる公益的法人等<u>その他の県以外の者から貸与された職員</u>宿舎に居住している職員</p> <p>(3) 略</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項に規定する知事が別に定める地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等若しくは同項各号に掲げる公益的法人等<u>又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会</u>が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第11号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は同法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人に使用される者</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 結婚の場合</td> <td style="text-align: center;">1週間以内</td> </tr> <tr> <td>(4の2) 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合</td> <td style="text-align: center;">一の年において6日を超えない範囲内での都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		(4) 結婚の場合	1週間以内	(4の2) 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において6日を超えない範囲内での都度必要と認める期間	略		<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は同法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人に使用される者</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 結婚の場合</td> <td style="text-align: center;">1週間以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		(4) 結婚の場合	1週間以内	略	
略															
(4) 結婚の場合	1週間以内														
(4の2) 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において6日を超えない範囲内での都度必要と認める期間														
略															
略															
(4) 結婚の場合	1週間以内														
略															

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は同法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人に使用される者</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">(4) 結婚の場合</td> <td style="width: 30%;">1週間以内</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">(4の2) 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合</td> <td style="border: 2px solid black;">一の年において6日を超えない範囲内での都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		(4) 結婚の場合	1週間以内	(4の2) 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において6日を超えない範囲内での都度必要と認める期間	略		<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は同法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人に使用される者</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">(4) 結婚の場合</td> <td style="width: 30%;">1週間以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		(4) 結婚の場合	1週間以内	略	
略															
(4) 結婚の場合	1週間以内														
(4の2) 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において6日を超えない範囲内での都度必要と認める期間														
略															
略															
(4) 結婚の場合	1週間以内														
略															

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

略

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務部局	略	臨床心理士 臨床検査技師	臨床心理士 臨床検査技師	臨床心理主任	臨床心理主任		
略							

別表第9 海事職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長 機関士長 漁業取締専門員	船長 機関長 課長補佐 漁業取締専門員	
略					

東部生活環境事務所	所長 副所長 課長
略	

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務部局	略	臨床心理士 臨床検査技師	臨床心理士 臨床検査技師	臨床心理主任	臨床心理主任		
東部生活環境事務所						副所長	所長
略							

別表第9 海事職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長 機関士長 漁業取締専門員	船長 機関長 課長補佐	
略					

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。